

平成29年11月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

平成29年11月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 平成29年11月6日(月)午前10時

開催場所 城南衛生管理組合折居清掃工場1階大会議室

出席委員(11人)

| | |
|------|----------------|
| 委員長 | 馬場 哉 (宇治田原町) |
| 副委員長 | 近藤 恒史 (八幡市) |
| 委員 | 太田 克彦 (八幡市) |
| 委員 | 岩田 剛 (井手町) |
| 委員 | 西 良倫 (城陽市) |
| 委員 | 上原 敏 (城陽市) |
| 委員 | 松本 義裕 (久御山町) |
| 委員 | 荻原 豊久 (宇治市) |
| 委員 | 真田 敦史 (宇治市) |
| 委員 | 鳥居 進 (宇治市) |
| 委員 | 山崎 恭一 (宇治市) |
| 副議長 | 熊谷佐和美 (オブザーバー) |

説明のため出席した者

| | |
|--------------|-------|
| 専任副管理者 | 竹内 啓雄 |
| 事業部長 | 野田 浩靖 |
| 施設部長 | 栗山 淳彦 |
| 安全推進室長 | 越智 広志 |
| 事業部理事 | 杉崎 雅俊 |
| 施設部次長 | 福西 博 |
| 施設部次長 | 川島 修啓 |
| 総務課長 | 別所 尚紀 |
| 施設課長 | 池本 篤史 |
| 新折居清掃工場 | |
| 建設推進課長 | 田中 真宏 |
| 新折居清掃工場建設推進課 | |
| 担当課長 | 山本圭一郎 |
| 新折居清掃工場建設推進課 | |
| 係長 | 曾束 和司 |

職務のため出席した者

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 木下 敦 |
|--------|------|

1) 議 題

1 職員給与の状況について

2 折居清掃工場更新施設整備運営事業について

午前9時55分開会

○馬場 哉委員長 皆さん、おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会を招集いたしましたところ、熊谷副議長並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと座らせていただきます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

出席委員は11名全員であります。

それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申し入れがございますので、お受けいたします。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 どうも皆さん、おはようございます。

本日は総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては大変お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、熊谷副議長におかれましては、ご多忙の中ご臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様方には日ごろから当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

本日もご報告いたしたく存じておりますのは、職員給与の状況について、そして折居清掃工場更新施設整備運営事業の2点でございます。新しい折居清掃工場の建設につきましては、おかげさまで順調に進んでおり、来年4月の稼働に向けまして試運転調整に入っているところでございます。本日の委員会は現地調査も行っていただくこととしており、また、この折居で開催させていただいておりますが、既に建物も完成に近いものとなっておりますことから、新しい工場の名称につきましても正式には今後議会に城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の改正としてご提案し、ご審議いただくものではございますけれども、組合内部で検討いたしまして明るくクリーンな工場となりますようにクリーンパーク折居としたいと考えて、本日名称案をご報告させていただくこととしております。

それでは、本日配付申し上げております委員会資料に添えまして、担当よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じておりますので、委員各位のご指導、またご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○馬場 哉委員長 ありがとうございます。

本日の総務常任委員会におきましては、折居清掃工場更新施設整備運営事業についての説明を受けた後、現地調査を行い、その後質問をお受けすることにいたしたいと思ひ

ますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

1点目の職員給与の状況についての説明を求めます。

別所総務課長。

○別所尚紀総務課長 それでは、私の方から職員給与の状況について、ご説明させていただきたいと思っております。

説明資料3枚をご用意しております。

既にご承知のとおりとは存じますが、改めまして本年の人事院勧告の給与勧告のポイントなどご説明させていただきまして、2ページ以降、本組合職員の給与の状況、この間取り組んでまいりました給与適正化の経過につきましてもご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1ページ目の平成29年の人事院勧告の給与改定でございますが、1つ目の四角内に今回のポイントを記載しております。

給与勧告のポイントとしましては、民間給与との格差0.15%に基づく給与改定というものが勧告されておりました、四角内給与水準改定としまして、まず(1)ですが、平均改定率0.2%俸給表の水準を引き上げ、初任給を1,000円、若年層についても同程度の改定、その他については400円の引き上げを基本に改定が勧告されております。

1つ飛ばしまして、(3)の期末勤勉手当では民間の支給状況を反映して支給月数を0.1月引き上げ、年間合計4.40月として勤勉手当の方に配分することとされております。

1つ戻りまして、(2)の本府省業務調整手当ですが、制度の趣旨上地方公共団体には予定されていない手当なんですけれども、こちらは平成30年度以降に予定していた引き上げの前倒しというものが実施されます。

次に、下段の2 人事院による退職給付水準の官民比較結果及び国家公務員の退職給付に係る見解です。国家公務員の退職給付の水準につきましては、政府はおおむね5年ごとに官民比較をもとに水準を見直すことを基本方針としております。人事院は、平成28年8月に政府の要請を受けまして調査を行いまして、平成29年4月調査結果とともに国家公務員の退職給付に関する見解を示しております。その内容なんですけど、官民総額を比べますと、国家公務員が民間を78万1,000円、3.08%上回っていると。人事院は政府に対して官民均衡の観点から退職給付水準について見直しを行うことが適切とする意見書を提出しまして、国家公務員の退職給付の水準の引き下げというのを求めているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

3の本組合職員の給与状況です。これまで本組合職員の給与につきましては地方公務員法に基づく均衡の原則などに基づきまして国家公務員の給与に準拠して改定してきたところです。地域手当につきましては、各構成団体において支給されております支給割合を人口で加重平均したものとしまして、現在5%としております。

(3)なんですけども、表で、本年の人事院勧告どおりに給与改定を実施した場合の

職員の級ごとの平均改定額をお示ししております。1級、2級の若年層が1,000円の引き上げ、4級以上の職員は400円を基本に改定されるところでございます。

次に、(4)としまして、勧告どおりに給与改定した場合、平均的なモデル像で改定の状況をお示しております。

給与例としまして40歳の事例でお示しておりますが、改定前の給料月額31万8,200円から改定後は31万8,600円に、月額400円の増となります。この給与月額の改定とボーナスの支給率の引き上げ0.1月増の効果で4万2,000円が年間給与額改定の効果となるものです。

次に、3ページ目の(5)近年の給与改定の状況でございます。これまでの人事院勧告に伴います給与改定の状況と給与適正化の取り組みにつきまして、平成16年度から年次の一覧で取り組み経過をまとめさせていただいています。人事院勧告におきましては、民間準拠によりまして平成23年度までは減額、引き下げ基調でまいりましたが、平成26年度から経済の回復基調により引き上げ改定となっております。

その他、給与適正化につきましては、平成16年度に全職員に一律に支給していましたが特殊勤務手当の段階的廃止というものを決定しまして、平成22年度にも特殊勤務手当の見直し是正を行っております。その他、中心に平成17年、22年度には地域手当の見直し、それから19年度には管理職手当の定額化、20年度には一般職3級止まり、21年度には初任給格付けの是正、持ち家の住居手当の廃止等に取り組んできております。そのほか、平成18年度からの給与構造改革、平成25年度には給与の特例減額、平成28年度からの給与制度の総合的見直しの実施ということで、国の給与制度を基本に職員の給与制度の適正化については取り組んできたところでございます。

以上、本年度の人事院勧告、それから人事院による退職給付に係る見解、組合職員の給与状況をご説明させていただきました。本組合の職員の給与制度につきましては、これまでから地方公務員法に定める均衡の原則に基づきまして国や京都府、構成市町における措置を踏まえて決定したところでございまして、今後の給与改定に当たりましても引き続きそれらの状況を踏まえまして労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

山崎委員。

○山崎恭一委員 人事院の給与改定で退職給付について引き下げろというような意見があるようですが、これは衛管についてはどんなふうな取り組みをされる予定ですか。

○馬場 哉委員長 別所総務課長。

○別所尚紀総務課長 今現在、国の方でもこの手当をどのようにしていくかというようなところがまだちょっと情報が全くおりてきていない状況にはあるんですが、基本的に

は国家公務員の退職手当の改正に準じて必要な改正を行うよう措置を講じるようにおそらく要請が国からおりてまいりますので、そちらに従いまして改正を検討したいと考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 衛管は6つの自治体の集合体ですので、給与やそういった対応についても構成市や町の状況のある程度反映するというのであまり独自に全然違う体制に動くというのは困難かなとは思いますが。

ただ、3ページの表を見ていまして、ここに13年間にわたる給与改定の状況が書いてございます。項目数としては26項目あるかというように思うんですが、うち17項目が引き下げ改定ですね。引き上げ改定は8項目しかありません。13年間に確実に給与は下がっていると。人勧連動型ですから、どうしても民間の給与が下がっていくとそれに従っても引っ張られていくということになってはいますが、ただ政府の見解でも企業実績だとか株高だとか株式配当や内部留保等に大きなお金が行っている上には人件費だとか関連企業への収益の配分等が少し弱まっているというのが国の今の段階でも少しそのことは認めておられますし、そこから給与改定にもう少し意を用いるようにという要請をよく日本経団連にされたりもしていますよね。つまり、全体には下がっているんだけど国としては引き上げたいというふうに考えているという微妙な情勢があると思うんですね。そういう中で、人勧はわりと機械的に民間企業水準に合わせたらこれだけ差が出ましたよと言ってきているわけですが、考えれば、引き上げたいと言っている方に合わせて官の方が下げちゃうと、民間にも引き下げ圧力になると。引き上げようということが政策意図ならば、どんどん格差が広がっているような時代はまた別ですけども、こうしたときには少し踏みとどまって民間の意向を1年待つというようなことも判断としてはあり得るんじゃないかと思うんですね。民間がちょっと下がっているから下げてしまうと、また民間へも上げた方がいいよと言っている大きな政策意図にも反する動きをしてしまうということがあってなかなか微妙なところがあると思います。

その点で、今、国の方の動きにちょっと注目してその様子を見たいとおっしゃったんですが、僕はあまり極端な動きは結局出ないだろうと思うんですけど、多少国の動きが、少し踏みとどまるかやや小型の改定をするかというような動きが予想される範囲だというように思うんですけど、この一、二年の動き、いろんな要素が絡まっているときなので少し改定の様子を踏みとどまるなんていう判断はあり得るんですかね。それとも人勧というか、国の方が下がったらもう自動的に下げなきゃあないということなんですかね。

○馬場 哉委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 今、山崎委員ご案内のとおり、私ども城南衛生管理組合といたしましても、やはり国の人勧に準拠するという基本方針、並びにやはり構成市町、3市3

町の動向を見る中で給与改定をさせていただいてきたところでございます。

確かに委員おっしゃっていただくように、国家公務員並びに官の方を引き下げることによってまた民の方が引き下がっていくということも確かにあるのではないかなと思いますけども、やはりなかなか城南衛生管理組合といたしましてもその状況を見る中で独自の動きをするということは非常に難しゅうございます。しかし、やはりその辺を含めまして、構成市町の方がどのような形でまた改定されていくのかという動向を注視しながら、その動向を見る中で検討を行っていききたいというところについてはご理解いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 状況のご説明は理解できるものとは思っております。

ただ、いろいろ世の中の動きも複雑になってきて、これまでのように人件費とか人数というのはコストとしてちょっと考え過ぎてきたんじゃないかというのが官民そろった大きな流れではないかと思っておりますので、そうしたことにもご配慮いただいて対処いただく。そういうことを意見として申し上げまして、終わります。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

荻原委員。

○荻原豊久委員 少し細かなところを聞きたいと思うんですけど、1ページの民間給与との格差0.15%ということは、これは年収ベースで0.15という比較になるのかどうかということなんです。というのは、俸給表の(1)が平均改定率が0.2だし、例えば(2)の手当のところを見直すとまた何%か上がったり、期末勤勉手当が0.1カ月分ということになるとまた少しそこでパーセンテージが一月分というのをパーセンテージいうたらなかなかそこはちょっと出しにくいのかもかもしれませんが、全体的に、じゃ、0.15という改定なのにトータルで言えば平均0.15に合うんですかということをまずお聞きしたいんです。

○馬場 哉委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 民間企業との比較の方法ですけど、基本的にはいわゆるラスパイレース指数に基づきまして、それぞれの階層別の人数なり給与水準に基づいて給与総額で比較しております。それを月額ベースに直しました結果、民間との比較が631円、コンマ15%になったということになっております。それを、それぞれ新旧の俸給表で比較検討しましたら、結果的には平均的な改定率としてコンマ2%というような状況になったというところなんです。実際の民間企業との比較方法とは若干差が出てはいますが、給与表の比較ではコンマ2%となったというところになっております。

以上です。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 ちょっと補足ですけれども、年収ベースでの比較かというご質問ですので、あくまでも月例給として毎月決まって支給する給料について民間と比較しておるとというのがこの0.15の格差があるというところです。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 そしたら、今おっしゃった、例えばラスパイは具体的に、今、比較して衛管としてはどのぐらいになっているのかというのと、これが今実施されたら予算的にはどれぐらいの規模で増えるかというその金額はわかりますか。

○馬場 哉委員長 別所総務課長。

○別所尚紀総務課長 ラスパイレス指数でございますが、一部事務組合はラスパイレス指数の算定団体ではないんですけども、参考値として我々算出をしております、平成28年4月1日現在のラスパイレス指数は97.2ということで算定しております。

それから、今年度仮にこの給与改定を実施した場合の所要額なんですけれども、約500万円というようなところで見込んでいるところです。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。97.2いうたら、そんなに。私も宇治市でこの間も質問したら宇治はめちゃくちゃ高いので、今、お聞きして、97.2やったらそれから比較しても全然少ないなというように思います。その辺は、上げる分についてはきちっと上げていただくということをお願いしたいと思います。

次に、地域手当のことなんですけど、3ページのところでもそれぞれ平成17年に引き下げされたり22年に引き下げされたり27年に見直しされたりいろいろしているんですけど、それで2ページ目のところで地域手当5%、構成市町において支給される支給割合を人口で加重平均したものということなんですけど、今、3市3町それぞれの地域手当の数字、すぐわかりますでしょうか。

○馬場 哉委員長 杉崎理事。

○杉崎雅俊事業部理事 3市3町の実際の支給率ですけど、宇治市が6%、城陽市さんが3%、八幡市さんが6%、久御山町さんが4%、宇治田原町さんと井手町さんについてはゼロということになっております。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。じゃ、それを一応人口で加重平均して衛管としては5%だということで理解いたしました。

それと、聞くところによりますと、国の方が地域手当そのものをなくしていこうみたいな話を、私は少しお聞きするんですけども、そんな話というのは具体的にはお聞きになっていきますか。そのものをなくすんじゃないかという話が少しあるんですけどもね。そうすると、いろんな私が聞いた市町なんかに行くと、今は国家公務員の給与に準拠されていますけど京都府の給与なんかに準拠してやっていこうという方針なんですけど、それはまだお聞きになっていないということでもいいんですか。情報的には全然そんなことは聞いていませんということですか。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 地域手当をなくす方向と、今、委員の方からお聞きした意見、私としてはそういうのではちょっと聞いてはおりません。

あわせて、地域手当というのはもともと調整手当というような制度があったんですけど、その調整手当というものがなくなりまして、いわゆる国家公務員、国の公務員の給料を地域の民間の給与水準に合わせていこうということから始まっておりまして、この資料の3ページにあります平成18年のときの給与構造の平成17年度に給与構造改革、18年度からやっておりまして、そのときにたしか4%ぐらい給料水準を一律に全部下げて、そして東京のように賃金の高いところは地域手当を18%出すとか、そのとき京都は10%だったと思います。民間、低いところはもう0%と、そういう形で始まっておりますので、そういう趣旨からいきますと、地域手当をなくした場合、今度、じゃ、何でもって各地域の民間の給与水準と合わせていくのかという、何か別の手だてがなければ、ちょっと廃止だけということになってきますと、今までの経過からいくとなかなか理解できないなというふうには思います。

いずれにしても地域手当をなくす方向ということにつきましては、私どもそういう情報にはまだ接しておりません。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。地域手当もさまざまあって、長岡とか乙訓では非常に高い手当ということもあるし、南部は比較的、先ほどお聞きした中でも大分そういう地域の実情に合うような形になっていたし、今後、国の方がどういう形になるかわかりませんが、そういったこともお聞きしていますので、国の推移等を見守りながらやっていただけたらいいなと思います。

これで質問は終わりたいと思います。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。
上原委員。

○上原 敏委員 こちらの方針とか見解に関しましては、職員の労働組合の方にはもう正式にお知らせになって、話し合いとかということはいつぐらいからされておられて、どうという反応をちょっと教えていただけますでしょうか。

○馬場 哉委員長 別所総務課長。

○別所尚紀総務課長 労働組合との協議の状況ですが、ちょっとまだ現時点では全く協議ができていない状況です。といいますのは、国の方が閣僚会議の方で一定議論を始められたようなんですけども、閣議決定をされていないという状況がございますので、それとあわせて構成団体の状況を含めてそっちの方に入っていきたいと考えておるところでございます。今年については、国の方の動きもちょっと遅れぎみで構成団体の方も協議が全く進んでいないということもお聞きしていますので、そういった状況を見ながら協議を進めていきたいと考えております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 特に上の方は上がる方なので普通に考えて抵抗がないと思うんですけども、下の方は適切なこととはいえず下がるという要素も含んでおられるわけですので、この立場で言うのはどうかと思うんですけど、良好な関係のためにもできるだけ早いうちにお伝えいただいて、丁寧な説明をいただいて、理解をいただけて進めていっていただきますようお願いしたいと思うんです。

やはり今時点では、いつぐらいから話そうとかいう計画もまだなんですかね。国次第とかあると思うんですけども、それにしても、大体いつぐらいに予想されるからいつぐらいにとかいうのもまだなんですか。

○馬場 哉委員長 別所総務課長。

○別所尚紀総務課長 労使との協議につきましては、事務折衝レベルで情報交換というようなところはこの11月の中旬から進めていきたいと考えております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 そういう実務的に意思の疎通というか、かかわっていただけるのであれば、結構かと思えます。引き続きよろしくお願ひします。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 ないようですので、2点目の折居清掃工場更新施設整備運営事業に

ついでの説明を求めます。

田中新折居清掃工場建設推進課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 それでは、折居清掃工場更新施設整備運営事業と書いてある資料に基づきまして、ご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

1 事業の概要です。現在の折居工場は昭和61年から稼働していますが、老朽化が進んでいるため平成26年度から現敷地内において更新事業を行っており、来年平成30年4月1日の稼働を目指しております。施設の規模としましては、日当たり115トンです。ごみ減量等の取り組みによりまして、現工場日当たり230トンの半分となっております。また、本事業はDBO方式により建設、つまり設計及び施工と20年間の工場運営を一体で発注しています。総事業費としましては約162億円、うち建設費が約91億円、運営費が約71億円で、年当たり約3.5億円ということになっております。

2 番目の工程表をご覧ください。

建設工事につきましては、外構関係など一部を除きまして完成しております。進捗率なんですけども、新しい工場が完成する平成30年3月31日を100%としますと、現在97%という形になっております。この10月26、27日に消防の検査及び建築主事の検査を受けまして、無事合格しました。これによりまして、工場棟の使用が認定されたという形になります。

現在は主にプラント設備の試運転調整に入っているところです。また、来年度以降、現工場の解体工事を行っていく予定としております。

3 番目です。新工場の名称及び特徴ですが、名称案は先ほど専任副管理者の挨拶にもありましたように、クリーンパーク折居です。

新工場の特徴としましては、1つ目に省エネ機器等を採用したことによりごみ処理に係る消費電力を現工場の約4割削減したことがあります。2つ目としましては、年間約800万kwh、約1,800世帯分の売電ができる施設を有していることがあります。発電した電気は、まず本工場の稼働に使い、残った電気は売電する予定です。3つ目として、煙突の上半分が東京ドームの屋根と同様の素材、膜構造となっており、従来のALC（軽量気泡コンクリート）板よりも軽いことから耐震性能を向上させています。4ページ目の写真の煙突部分の中ほどに横に線が入っておりますけども、ここから上が膜構造となっております。

4つ目としまして、発電した後の排熱をさらに利用し、隣接する山城総合運動公園に温水として供給し温水プールや体育館、事務室などの冷暖房の熱源として利用していただく予定にしています。

2 ページ目をご覧ください。

4 新工場の運営事業者についてです。今回の新工場のための運営、維持管理を目的に会社を設立することになっており、この会社を特別目的会社（SPC）と言います。平成29年7月28日に設立され、名称は城南環境テクノロジー株式会社、住所は宇治市宇治折居18番地、つまり、ここ、折居工場敷地内となっております。

5 番目に組合が実施する主な業務を記載しています。

冒頭に述べましたように、20年間の工場運営、運転と施設管理につきましてはSPCに委託していますので、行政として適正に運営されているかモニタリング、行政監視を行います。現在、SPCが使う運営マニュアルについて組合としてチェックをしているところです。

その他、組合として売電収入の管理、焼却灰等の搬出、処分、施設見学者への対応、環境影響評価の事後手続などの業務を行います。

6 番目、地元関係です。新工場の環境に与える影響を調査、予測、評価する環境アセスメントの範囲にある工場から1.2km以内の12自治会を対象に今後新工場の操業状況等の報告、協議の場として連絡協議会を設立します。

なお、工場の完成式典は4月の中下旬の土日に行いたいと現在考えております。また正式に決まりましたらご案内をさせていただきたいという形で思っております。

次、3ページ目をご覧ください。

7 その他です。宇治市道宇治白川線に先日敷設しました排水施設を適切に維持管理するため、公共下水道を管理する宇治市へ無償譲渡することについて、今議会に地方自治法第96条第1項第6号により追加案件として提案する予定です。譲渡する污水管は自然流下方式で、下の位置図に記載しているとおり宇治市道宇治白川線の宇治警察署太陽が丘警察官詰所から折居清掃工場入り口までの赤色で表示している部分、延長約266mの污水管、マンホールです。

4ページ目をご覧ください。上側がこの10月中旬に現工場の屋上から撮影した写真で、その次のページにあります新工場の姿図の反対側から撮っているという形になっています。現在の状況につきましては、この後現地でご確認願いたいと思います。

左下の写真なんですけども、真ん中、ちょっとわかりにくいんですけど、階段状のものが焼却炉内の焼却装置で、両側の壁がボイラーです。6ページ目、見てもらいますと、別紙3の新工場の仕組みの上側の図と合わせていただくとわかりやすいと思います。6ページ目の図面の真ん中に大きく描いてあるのがその焼却炉及びボイラーです。

なお、現場はボイラーを保護するように焼却装置との間に耐火れんがなどの壁で覆っている状況になっています。写真でいいますと、この焼却装置の階段に向かっている部分の奥の方、最上部にごみを投入し、奥の方から手前の方向にごみを移動させながら燃やしていきます。6ページ目の図面でいいますと、焼却炉の左側から右側という形になっていきます。

4ページ目右下の写真は蒸気タービン発電機で、奥側が蒸気タービン、要は羽根車です。手前が発電機という形になっております。先ほどのボイラーで発生させた蒸気を利用してここで発電を行います。6ページ目の図面でいいますと、右下に描いてあります。

蒸気と水の流れは上に茶色と紫で表示してあるとおりです。

次に、改めまして、ごみ焼却の流れを簡単に説明します。6ページ目の図をご覧ください。

左側にパッカー車がごみをあけている絵が描いてありますけれども、このごみを投入する箇所をプラットホームと言います。集められたごみはここで投入され、ごみピットというところに一時的にためます。これをごみクレーンで順次ほぐしながら、先ほど説

明しました焼却炉に投入していきます。焼却後の灰は灰ピットにため、場外へ搬出します。一方、煙は各種処理を行った後、ろ過式集じん器などで混ざった灰を取り除きまして大気汚染防止法等排出基準以下の排ガスとして煙突から排出します。一方、灰も処理を行い、灰ピットにため、場外へ搬出します。蒸気関係につきましては、先ほど説明したとおりです。

以上、簡単ではございますが、折居清掃工場更新施設整備運営事業の説明とさせていただきます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

これより現地調査を行いますので、1階の玄関にお集まりください。よろしくお願いいたします。

午前10時31分休憩

午前11時13分再開

○馬場 哉委員長 お疲れさまでした。

先ほど報道がお見えになりましたので、本委員会で傍聴の申し出及び写真撮影の申し出がありましたので、委員長においてこれを許可しております。

それでは、現地調査が終わりましたので、質問をお受けいたしたいと思います。

質問はございませんか。

太田委員。

○太田克彦委員 最新式のすばらしい設備を見させていただきました。灰からごみからあらゆるものがリサイクルにうまく循環されているという、本当にすばらしい施設やなど思ったんですが、実はちょっと単純な疑問がありまして。

ちょうど建物の中に、これから見学やというときに入る前のことですが、入り口の壁面のところに最初に太陽光パネルがありますという、そのことだけがあって中に入ったんですけど、建物の規模からするとこの発電パネルというのはある意味非常にコンパクトかなど。かわいらしい規模のパネルやったんですけど、これは一体何を目途としてつけたのか。と申しますのは、この焼却設備自体というのは、中での説明もありましたとおり、ある意味設備全体をカバーするような電力というのは中でつくられていると理解しているんですけど、この太陽光パネルというのは、そうすると何を目途としてされているのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 今、おっしゃるように、発電パネル、工場の発電で使う、電力が非常に小さいということです。先ほど説明させてもらいましたように、基本的にはごみを燃やす発電で工場の電気は賄います。では、何のためにあるのかということなんですけども、一般的にこういう施設のものはPR用でして、省エネも含

めてそういうためにあの発電パネルをつくっています。

なお、発電の電力、6キロボルトでありまして、家庭1軒分に満たないぐらいの形になっております。

以上です。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 ということは、基本的にはここで発電された電力を何らかに活用できるというようなものでもないのかなと思います。例えば、そうすると見学に来られた方のPR用やというふうに、今、お話では理解したんですけど、では、当初、ある意味エコ化というか、先進的に進めていくこういう設備という施設について、当然のことの中で、ごみ焼却施設ですからごみを焼却する中においてエネルギーというのを効果的に運用していますよというのをアピールするのが本筋なんでしょうけれど、当然来られた方に対してのアピールで、プラスこの太陽光というのもアピールするという狙いがあるのであれば、どうなんやろうって。何かもう一つぴんとこなくて。建物、例えばこの写真の方でも壁面というのは基本的には、もちろんいろんなものが設置されているんですけど、壁面全体でいうと本当に小さいので、どうせつけるのであればどうなんやろうというのが何かこう。これやったらほんまに確かに家1軒分やということは非常にわかります。下手すると、少々大きな家でもこのぐらいのものつけてはるところもあるんちゃうかなという気もするぐらいで。何やったらこの壁面全体をすとかして、例えば何らかの、どこかの施設の中の一部の電力ぐらい賄えるとか、それかこの中では非常用発電も設置されていますとありましたけど、太陽光のこの発電された分だけを例えば蓄電池あたりにためておいて何らかのときに、それこそ非常のときに併用して活用するとかいうようなことも何か考えられなかったのかなとは思いますが、そういったお考えというのは当初から別になかったということではよかったんですか。

○馬場 哉委員長 山本担当課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 委員おっしゃられます太陽光パネルを広く敷き詰めるという考え方も確かにあったかとは思いますが、現計画におきましては太陽光パネルと、現在ワイヤーだけになっておりますけども壁面緑化も予定しております、来場された一般の方にいろんな環境配慮の形があることを見ていただくということも含めまして現在の形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 もうでき上がっていますので何を言うてもしゃあないですけど、例えば中に入ったときにホールにパネルがありましたよね。僕は入ったときにあのパネルがこの太陽光発電の、公共施設もそうですけれど太陽光パネルを設置しているところとい

うのは中に今これだけの電力が発電されていますと、何らかの表示のモニターが設置されているところが大半やと思うんですけど、僕はそれかなと思ったんですがそうじゃなかったみたいなので。PRという部分についてはわかるんですけど、じゃ、PRというのであれば来られた方に対して入ったときにそれがわかるようなパネルみたいなものはあそこにはあるんですか。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 入ってこられた見学通路のパネルの中身なんですけれども、あそこについてはもう太陽光発電の発電じゃなしに、今回ごみ処理で燃やして発電したそのキロワット数を出すという形で考えております。
以上です。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 いや、それはわかるんですね、説明を受けたので。私が聞いていますのは、ここで設置されている太陽光パネルで当然発電しますよね、それが6キロワットであろうが何であろうが。それを来られた方への一種のエネルギーのPRということで設置されているわけですから、そうすると、こういう天気なんかやったら結構ええ電力になるのかなと思うんですけど、これだけの規模のやつだったらこれだけ今発電されていますよというのがわかるというのが当然じゃないかなとは何となく思うんですけど、その辺のお考えはどうなんでしょうね。

○馬場 哉委員長 山本担当課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 おっしゃられますように、役所や役場の入り口にはよく太陽光パネルの発電量が示されているようなパネルが設置されているかと思います。私ども、この施設におきましては、高効率発電でごみの燃焼によりまして非常にたくさんのエネルギーを発生させることができますので、それと並列で見せるということがいいかどうかというのもあるんですけども、太陽光発電のパネルの啓発の仕方につきましてもまだ検討できる部分というのはあるかと思いますが、何らかの形で反映できるかどうか検討していきたいと考えております。
以上です。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 ありがとうございます。例えば極端な話、新たにあのモニターの横に太陽光の分だけをつけるとなると非常にややこしいことになってくるかと思います。そやから、それは検討していただくというのはやぶさかじゃないんですけど、例えば小学生とか中学生当たり、小さいお子さんとか来られたときに、私らが説明を受けたように、

入り口である話があって中に入っていました。ほんであるモニターの中に、そら、モニターで稼働されてから表示に出てくる数字というのは説明されることやとは思いますが、多分混同されることにならへんのかなと。例えば、どんな表示かわかりませんが、ああ、これだけのワット数がこのごみによって今発生していますよと。ほな、あの太陽光パネルの電力もここに含まれているのかなとかなってけえへんのかなと。素人やったらそう考えてしまうんちゃうかなと思うんですけど、あれを設置しています、せっかくPRしています、そやけどPRしている分についての具体的な中身というのは中に入ってしまうと一切説明がなされないというか、目には触れない、耳には触れないということになってくる可能性があるのかなと思うので、せっかく設置されてPRをされているんですから、PRする以上は説明というか、必要ちゃうかなと思うので、その辺はまた検討していただきたいと思います。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本義裕委員 運営事業者さんで城南環境テクノロジー株式会社さんとうたわれているんですけども、僕の把握の仕方が間違っていたら言うてほしいんですけど、この新工場のみに係る運営と維持管理をするために設立されたということですね。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 そうでございます。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 そうしましたら、この会社の職員さんの構成になるんですけど、今の衛生管理組合さんの職員さんが例えば出向かで行かれるという形になるのか、もう新たに職員さんとは別個でこの職員さんを構成されるのかというのをちょっと教えてほしいんですけど。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 基本的にはSPCさん独自で採用されると。うちの組合の職員が出向するということは現在は考えておりません。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 実際そうしますと、まずこの会社の実績とか何もないと言うたらおかしいんですけど、そこら辺はどうなんですかね。支障はないんですかね。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 S P Cという新しい会社やという形なんです
が、ただ日立造船さんが100%出資する子会社であるという形なので、ほかにもやっ
ておられるということもありますので、その辺は大丈夫かと思っております。

それと、運営についてはS P Cさんをお願いするんですけど、別個組合としまして、
先ほど言わせてもらいましたけども、行政として監視させていただきます。モニタリン
グします。そちらの方でチェックしますので、そういう意味でも大丈夫だと思ってい
ます。

以上です。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 そうしますと、この資料の1ページなんですけど、建設と20年間の運
営を一体で実施するということですね。例えば何か不具合がありましてちょっと業者的
に難しいなという場合に契約を解除とかいうことも可能なんですかね、20年以内に。

○馬場 哉委員長 山本担当課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 今回D B Oで業務を進めておりますの
で、今回20年間の運営をS P Cに委託するということになります。その中にはもちろ
ん契約解除の条項というのもございますけども、基本的には委託した業務をきちんとや
っていただくということが前提となっておりますので、できないからといってやめます、
あるいは解除しますということにすぐなるかということなかなかどうなのかなという
ところはございます。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 いいですか。

ほかにもございませんか。

山崎委員。

○山崎恭一委員 1ページ目の新工場の特徴の2のところでは年間発電量が800万キロ
ワットアワーとありますが、今の工場の発電量はどれぐらいですか。現工場。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 現工場は発電設備がございません。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 そうですか。わかりました。

それと、先ほど出ていました城南環境テクノロジー株式会社ですけども、答弁の中で100%日立造船の出資とおっしゃっていたかと。じゃ、ほかにここには日立造船以外に参加している会社はないということですか。

○馬場 哉委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 契約上は50%を超える額を日立造船が出資するということではしておりますが、実際には100%全て日立造船の出資ということになっております。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 普通はいろんな業務があるところだと小さな会社や地元企業が参加したりするんですけど、これはもう全くなしと。城南環境衛生御用達みたいなものですから、ほかの会社は全くかかわらないんですね。

もう1つですが、2ページが一番下にあります地域の12自治会との間で協議の場とありますが、今、もう結構ですけども、12自治会の一覧表って資料でいただけませんか。それと、協議会の名称がもし決まっていたら何とかかんとか自治会協議会とかあったらちょっと教えてもらいたいです。

○馬場 哉委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 まず、自治体の一覧の資料については後ほど提出させていただきます。

それから、協議会の名称なんですけども、まだ1回目の協議会を開催しておりませんで、その中で協議会のメンバーの皆さんと決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 1回会議はされたようですので、そこでの地元の主な関心とか要望とかいうので、主要なことだけで結構ですので、どういった話があるかちよっにご紹介いただきたいと思います。

○馬場 哉委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 今年度頭から自治会長様には個別に説明をさせていただいております、その中でもやはり、清掃工場でございますので日ごろきちんと運営をしている分には何の問題もないんですけども、例えば何か起きたとき

に我々に情報が来ないというようなことがあってはやっぱりよろしくないというようなご意見をいただいております。そういった意味では、私どもで考えておりますこの協議会、そういった役に立てるのではないかということでご説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 どうしても建っている地元から見ると清掃工場というのは少しナーバスになるところもあるわけですが、これまでいろんな協定を結んだりもしてきましたけど今回は常設の見解を持って絶えず情報を伝えたり意見を聞いたりするというふうにご説明を受けています。それに基づく何か地元自治会との間で協議会の運営の規則とか協定とかいうのは、今後結んでいくんでしょうか。もう結んでいるの。

○馬場 哉委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 連絡協議会という形で12自治会からお越しいただいて会を設立するというので考えておりますので、当然その会の規約はきちんとつくっていかねばいけないと考えております。1回目の開催、11月半ばに予定しておるんですけども、その中で検討していきたいなと考えております。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 また地元の意見がどんなのが出ているのかも知りたいところがありますので、協定なりできたらご報告いただくなり、また会議録もおつくりになると思いますので随時ご紹介いただいたらと思います。

以上です。

○馬場 哉委員長 今、ご指摘の協議会の資料につきましては山崎委員以外の委員さん皆さんにも事務局からお配りいただきますようによろしくお願いいたします。

ほかに質問ございませんか。

荻原委員。

○荻原豊久委員 まず1つは、新しい施設が、本事業20年間の運営を一体で実施することなんですけども、例えば解体される前の工場、ありますよね。工場いうのがここで61年3月からずっと稼働されてきたんですけども、やっぱりその時々のごみの量とかいろんなことで耐用年数というのは少し想定よりも微妙に変わってくるようなことが多分あると思うんですけども、新しい施設については、今、20年間ということなんですけども、大体20年間は今おっしゃっている運営会社に瑕疵担保というか、責任

はきちっと持ってやっていただくという認識でよろしいのでしょうか。その間に、例えば施設的な設備等に少し不具合が生じたとき、故障だとか何かあったときは、いや、その分も含めてその会社がきちっと面倒を見るというような認識でよろしいですか。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 そういう維持管理、どこか壊れて直すとかそういうのも含めまして今回20年間についてはSPCに委託するという形になります。

なお、現在の工場も30年ちょっと運用しております。組合としましては大体一般的に焼却炉としましては25年か30年ぐらいもちますので、30年ぐらいを目指していきたいという形で考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。そしたら、ちなみに最初に稼働している旧の折居の清掃工場が、この間、途中で設備更新で費用がかかったとか、更新したという費用的なものがかかった実績というのはあるんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 ここの建設について当時の建設費用と昭和61年から20年間の維持管理費、途中のダイオキシン工事期間を除きましたら、大体200億ぐらいかかっているということでございます。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 いや、ちゃいますねん。そのトータルはわかりますけども、例えば途中で、例えば施設更新でそれ以外、最初想定した金額が最初から200億やったんですか。今おっしゃったみたいに。途中で多分建設で、例えば、今、新たな工事というたら、これ、162億ですよ。それプラス、いうたら更新のときに設備を更新するのに以前のときは少し費用がかかったんですかということを知っているんです。

そやし、最初が、例えば旧折居清掃工場が100億ぐらいの施設やったけども、メンテやいろんなのを含めたらトータル的には200はかかったということでおっしゃっているのかと。その点なんです。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 委員おっしゃるとおり、最初は約60億円で建ったんですけども、ここは公設公営で運営していますので幾らかかるというのは想定できなかったこと

で、トータルしましたら約20年間で200億ぐらいになったということでございます。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。

そしたら、次に、この旧工場の解体が始まりますよね。これ、工事、30年度、31年度と2年間ですけども、大体どれぐらいから解体を始めてどれぐらいに終了する予定なのかまずお聞きしたいです。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 解体工事につきましては当然新しい工場ができてから。したがって、来年度の4月1日からになるんですけど、工場がとまらないと、例えばダイオキシンとかの関係で調査をしなければならないんです。どうしてもそれがありますので、実際的にはその調査、1カ月、2カ月かかると思いますので、私ら、工事することをトンカチするといいますけど、トンカチが始まるのがやっぱりそれから若干二、三カ月たってからになるという形で考えております。

なお、契約も含めてですけども、31年度末までに解体してちゃんと整地するということも入っておりますので、当然その期間内で終わる予定で考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。これ、以前からもうどこが解体するというのは全て含めてもう仕事って出ているんですか。私もちょっと記憶がないんですけど。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 解体まで含めて最初の建設の中で進めているという形です。

以上です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。

そしたら、次に解体された後のことですよ。跡地については何か以前から何に使うとか何に使わへんとかその議論というのはあるんですかね。例えば、工場跡なのでなかなかナーバスな話になるのか知りませんが、跡地として利用するのにあたって何かアイデア的なこととかいろんなご意見というのは組合の中で協議されたことはあるんですか。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 基本的な考えとしましては、この新折居清掃工場の事業を始める前の計画といたしまして、旧工場とそれからこの管理棟を全部解体いたしまして現在八幡にあります本庁舎をこちらの方に移転するという計画を基本的に持ってください。それは本庁舎の建物はこの管理棟を解体したところぐらいで少し大きくなると思いますけども建てられるかと思います。

あとは基本的には駐車場なり緑地帯として残す予定としております。それは、30年後どういうふう到我々の社会が変わってどのようにごみの量が変わっているかちょっとまだ予測がつきませんが、おそらく減少はしているんでしょうけども、いずれ30年後には現在の工場をまた建て替えるとかおそらくそういったところであろうかと思えます。仮にそういった場合も、別に用地を求めなくても現在のこの敷地の中で建て替えるとした場合に、そういうふうに決めているわけじゃないんですけども、そういうことも考えればここを何か全く違うものに転用するというようなことは今のところ考えておりませんし、そういうことを前提にした検討もしておらないと。基本的にはこういった管理棟とそれから緑地帯並びに駐車場といったことになるんじゃないかと思っております。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 今、考えていないということなんですけど、先ほど見学したように、隣に太陽が丘がございますからその間だけでもせめて駐車場で太陽が丘の人に貸すとかそんなこともやっぱり考えて、お金を入れるような方向も少し考えていくべきやと思わんですよ。やっぱりいろんなところで収入を増やすということで。先ほど売電の話もございましたけど、今でこそ電気を売ってって当たり前になっていますけど、だんだんソーラーシステムになって単価も下がってきてその収入がどれだけ影響するかわかりませんが、それが確たる収入の一役を担うんやったらいいですけども、なかなかそういうところも不安定なので、別に考えている間緑地帯にしていずれ利用するときはまたこっちに返してくださいみたいな形で利用する方法もあるんじゃないかなと私としては思いますので、その辺は意見としてだけ申し上げておきます。よろしくお願いします。

○竹内啓雄専任副管理者 ちょっといいですか。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 申しわけございません。ご意見ということでしたので、あえて答えることもないのかもしれませんが。

緑地帯を残すということにつきましては、現在もこの緑地がやっぱりあるわけですけども、この折居の地に焼却場を建設するに当たって、当時地元の自治会の方、そういう

た本当にいろいろなご同意をいただく1つの条件にもなってございますので、やはり緑地を残すということはそういった意味からも必要なことじゃないかなと思っております。その点、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 はいはい、もう最後。それもわかりますけど、それは地域のことも当然協議会でいろんな話が出ていますけども、臨時的にそんなん使うのに町内の人も文句は言わないというふうに思うんですよ、それこそ。だから、そんなことも含めて少し今までと違った流れが、行政を取り巻く流れも変わってきていますから、少しいろんな工夫をして考えていくことも必要じゃないかなと思っておりますので、それ、意見だけ申し上げます。

終わります。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

上原委員。

○上原 敏委員 先ほどから何回か出てきておりSPCさんの、もうできている会社なので、先ほど資料請求の話がありましたけど、少しここの概要のような資料も一緒に、後ほどで結構ですのでいただけますでしょうか。役員構成やとかそういうのを。

あと、ここにあるということなので、今現在もあるということで、具体的に事務系の部門とかもあってその執務の場所とかそういうのをちょっと教えていただけますでしょうか、先ほどの。概要で結構ですので。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 資料については、また考えた上でお渡ししたいと思っております。

なお、先ほど工場を見学していただいたんですけども、その中にも実はSPCの事務所とか、あと組合の事務所とかいう部屋も用意してあります。

以上です。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 用意している。まだ執務されている人とかはいないんですかね。もうできているので、どの程度その辺が例えば……。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 言葉が足らず申しわけございません。登記さ

れたのがそこに書いてある7月27日として、現在まだ実際準備中として、現在見てもらったようにまだ試運転しているところなので実際の実務としてはまだ入っていないという状況です。

あくまでも稼働する4月1日には実際に動く。SPCの人も来るという形になっております。

以上です。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 わかりました。私もさっき聞いたらよかったんですけど、すいません、わかりました。

そしたら、ある程度形になって以降でも結構です。どこかの段階でちょっといただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。
西委員。

○西 良倫委員 このパンフレット、リーフレットのところに太陽光発電や屋根、雨水利用、屋上壁面緑化の採用とあるんですが、この屋上緑化、壁面緑化とかいうところ、例えば1ページの写真を見ると、屋上の緑化というのは一番手前のところの車が入るところを指して言っているのかなとか思ったりするんですが、その上の屋上だとかまたその上の屋上とかいうところも緑化とか何か。緑化というのはこの程度のことなのかと思ったりしたり、それとか壁面緑化というところもどういう意味なのか。壁面でどの辺なのかと思ったり。この折居という山のところ、緑を考えると、今、城陽でつくっている高速道路がありますけど、その見えるところはほとんど緑を入れようという感じでユネスコだろうけども、緑への配慮をしているんだけども、昔、菟道小学校ですかね、後ろの山との景観を考えると緑をどうこうという色もしているところもありますが、そういう緑への配慮というのはなかったのかなと思ったりして、書いていることとちょっと違うことがあるかなみたいな。程度はこの程度かなと思ったりしたんですが、そこら辺どうでしょうか。

○馬場 哉委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進担当課長 委員おっしゃられますように、屋上それから壁面の緑化につきましては、屋上の部分はいわゆる2階のテラス部分、それから壁面の緑化につきましては入り口入ったところですね。今、まだワイヤーだけの状態になっておりますけども、そちらを予定しております。確かにパンフレットを見ていただきますと、屋上、まだまだたくさん面積ございますけども、こちら、例えば雨水を効率的に利用するために集めるような構造にしております、別途の形で利用をしております。

ますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 西委員。

○西 良倫委員 もう1点済みません。試運転が3月まで続くんですが、今、試運転を始めて1カ月ほどしかたっていないんだけど、何かコメントがあれば。今の様子だとか。ないですか。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏新折居清掃工場建設推進課長 試運転、この11月からやっております。細かく言いますと、機器単体というて、要は例えばモーターが正回転するとか逆回転するとか、そういう試験からやっております。あと、12月に入ってから正確にごみを燃やして実際ちゃんと処理できてくるか、そういうのをします。現在においては、特に問題は起こっていないという形で聞いております。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時45分閉会